

(その1)

収支報告書

かまだけいすけ ちゅうえんかい
鎌田桂輔後援会

(ふりがな)

1 政治団体の名称

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

岡山県倉敷市大島 422-5-102

鎌田 桂輔

鎌田 町子

事務担当者の氏名

鎌田 桂輔

電話番号

086-421-5889



解散

※ 報告対象年の収入額、支出額がともに「0」の場合は、さくら色の様式（様式その1、その2、その17及びその20）のみ提出してください。

令和 4 年分 ※該当箇所に☑をすること。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党
<input type="checkbox"/> 政	党 の 支 部
<input type="checkbox"/> 政	治 資 金 団 体
<input type="checkbox"/> 政	治 資 金 規 正 法 第 18 条 の 2
	第 1 項 の 規 定 に よ る 政 治 団 体
<input checked="" type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体
<input type="checkbox"/>	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部
活動区域の区分	
<input type="checkbox"/>	2 以 上 の 都 道 府 県 の 区 域 等
<input checked="" type="checkbox"/>	同 一 の 都 道 府 県 の 区 域 内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無
公職の種類	衆議院議員(現・候)
(※)選挙区名	岡山県第3区
資金管理団体の届出をした者の氏名	鎌田 桂輔

※選挙区名の欄は、選挙区がある場合にのみ記入。

(※) 資金管理団体の指定の期間	
令和	年 月 日 から
令和	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/>	政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	鎌田 桂輔
公職の種類	衆議院議員(現・候)

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和	年 月 日 から
令和	年 月 日 まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収	入	総	額	十億	百万	千	円
	(前年からの繰越額)					1290367	0
	(本年の収入額)					1290367	0
支	出	総	額			1290367	0
翌	年	へ	の	繰	越	額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金	額	十億	百万	千	円
					0
員	数	(党費又は会費を納入した人の数)			人
					0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額					備 考
	十億	百万	千	円		
(ア) 個人からの寄附				1290367		
(うち特定寄附)				0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0		
(ウ) 政治団体からの寄附				0		
小計 (ア) + (イ) + (ウ)				1290367		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)				0		
イ 政党匿名寄附				0		
合計 (ア + イ)				1290367		

(その4)

(4) 借入金						
借入先	金額					備考
	十億	百万	千	円		
野村 泰介			10	000		令和4年2月12日
この頁の小計			10	000		
合計			10	000		

(注) 12月31日現在で、一団体又は一個人からの100万円を超える借入金が残る場合は、(その17)の有に☑し、内訳として(その18)が必要です。「合計」欄は最終頁に記載してください。

(その7)

(1, 2, 3のいずれかに○をつけてください)



(7) 寄附の内訳					寄附者の区分 <input checked="" type="radio"/> 1.個人 2.法人・その他の団体 3.政治団体			
寄附者の氏名(又は名称)	金 額				年 月 日	住 所 (又は所在地)	職業(又は代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円	令和			
鎌田 桂輔			300	000	4	11	倉敷市大島422番地5号102	政治団体代表
〃			150	000	4	33	〃	〃
〃			300	000	4	53	〃	〃
〃			100	000	4	73	〃	〃
〃			222	848	4	83	〃	〃
〃			164	519	4	1130	〃	〃
小計			1237	367				
この頁の小計			1237	367				
その他の寄附			430	000				
合 計			1280	367				

(注1) 同一者からの年間5万円超(5万1円以上)の寄附は個別に記載してください。
(注2) 同一者から複数回寄附を受けた場合は、寄附をした者(団体等)ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「計」を入れてください。
(注3) 「その他の寄附」及び「合計」欄は、寄附者の区分(個人、法人・その他の団体又は政治団体)ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 同一本部・支部(選管等へ届け出たものに限る。)からの寄附や交付金は、(その5)に記載してください。

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目	金 額					備 考	
	十億	百万	千	円	本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出		
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費					0		
(2) 光 熱 水 費					0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			13	2	219		
(4) 事 務 所 費			103	7	746		
小 計			117	6	565		
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費					909	38	
(2) 選 挙 関 係 費						0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					22	25	(3)にはア～エの計を記載のこと
ア 機関紙誌の発行事業費						0	
イ 宣 伝 事 業 費					22	85	
ウ 政治資金パーティー開催事業費						0	
エ そ の 他 の 事 業 費						0	
(4) 調 査 研 究 費					10	456	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金						0	
(6) そ の 他 の 経 費					10	123	
小 計					113	202	
合 計					129	0367	

(注) 同一本部・支部（選管等へ届け出たものに限る。）への交付金の支出があった場合、「備考」欄の「本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出」欄に再掲してください。併せて（その16）に記載が必要です。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		備品・消耗品費		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	百万	千	円	令和			
この頁の小計				0				
その他の支出			13,881	9				
合計			13,881	9				

(注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
(注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳				項目別区分		事務所費				
支出の目的	金 額			年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考			
	十	百	千	円	令和					
車両修繕料			354	90	4	2	4	スズキ岡山販売株式会社	岡山市北区平野622番地5号	
電話使用料			384	64	4	3	4	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目番70号	
"			796	77	4	4	25	"	"	品川シーサイドテラス
"			1220	51	4	5	25	"	"	
公租公課			129	00	4	6	17	新見市会計管理費	新見市新見310番地3号	
自動車保険料			203	10	4	6	26	イロ-ハット倉敷イ-ター-店	倉敷市西園1171番地1号	
車検費用			505	94	4	6	29	"	"	
電話使用料			805	00	4	7	3	NTTファイナンス株式会社	東京都港区港南1丁目番70号	
"			876	02	4	7	31	"	"	品川シーサイドテラス
"			790	56	4	8	31	"	"	
"			767	41	4	10	4	"	"	
"			793	83	4	10	26	"	"	
"			820	67	4	12	2	"	"	
"			809	92	4	12	22	"	"	
この頁の小計			9258	27						
その他の支出			1119	19						
合 計			10377	46						

- (注1) 資金管理団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
- (注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
- (注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分ごとに、最終頁に記載してください。
- (注4) 資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の団体については、記載の必要はありません。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		組織活動費		(組織対策費)		
支出の目的	金 額				年 月 日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考		
	十億	百万	千	円	令和					
旅費			120	50	4	3	21	西日本旅客鉄道株式会社	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番21号	
宿泊費			234	00	4	9	25	ANAグループホテル松山	愛媛県松山市一番町3丁目3番1号	
この頁の小計			354	50						
その他の支出			554	88						
合 計			909	38						

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		宣伝事業費		(その他宣伝事業費)	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考	
	十億	百万	千	円	令和					
この頁の小計										0
その他の支出										22,850
合計										22,850

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分		調査研究費		(その他調査研究費)	
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)		備考
	十億	百万	千	円	令和				
この頁の小計									0
その他の支出									△0:0
合計									△0:0

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

この様式は政治活動費用です。

(その15)

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分		その他の経費 (借入金返済)		
支出の目的	金額				年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考	
	十億	百万	千	円	令和				
貸入金返済			101	23	4	7	11	野村泰介	岡山市中区平井117番地15号
この頁の小計			101	23					
その他の支出				0					
合計			101	23					

(注1) 国会議員関係政治団体以外の政治団体は、5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注2) 国会議員関係政治団体は、1万円超(1万1円以上)の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」欄に一括して記載してください。
(注3) 「その他の支出」及び「合計」欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最終頁に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑してください。

(注) 有に☑の場合は「項目別区分」ごとに(その18)が必要です。

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）



有



無

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年5月31日

政治団体の名称

鎌田桂輔後援会

会計責任者の氏名

鎌田 町子 印

※解散する場合以外は、代表者の氏名等は記入しないでください(通常は未記入となります。)
※解散する場合であっても、解散する年の最後の収支報告書にのみ、代表者の氏名等を記入してください。

代表者の氏名

印

※解散の場合は、解散届も必要となります。

(注1) 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2) 政治団体が解散する場合、解散する年の最後の収支報告書には、代表者の記名押印又は署名が必要です。
署名の場合は必ず代表者本人が自署してください。

政治資金監査報告書

令和 5 年 5 月 25 日

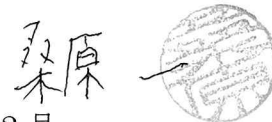
鎌田桂輔後援会

代表 鎌田 桂輔 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 2832 号

研修修了年月日 令和 4 年 10 月 25 日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、鎌田桂輔後援会の令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの法第 12 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴収した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、鎌田桂輔後援会の主たる事務所の作業スペースの不足により円滑な政治資金監査の実施が困難であると桑原 一が判断したため、桑原 一 登録政治資金監査人の事務所（岡山県岡山市東区西大寺松崎 248-83）において実施した。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等が保存されていた。
- (2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する 収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて、支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

鎌田桂輔後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、鎌田桂輔後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従事者との間においても、同様である。

以上